同法第二百七十二条の二十九において準用する同法第百三十六条第一項中「移転会社」とあるのは「移転対象契約者」と、「又は社員総会」とあるのは「、社員総会」と、「総代会」とあるのは「総代会）又は評議員会」と、同条第二項中「又は第六十二条第二項」とあるのは「、第六十二条第二項」と、「によらなければならない」とあるのは「又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四十九条第二項（社員総会の決議）若しくは第百八十九条第二項（評議員会の決議）に定める決議によらなければならない」と、同条第三項中「移転会社」とあるのは「移転業者」と、「含む。」とあるのは「含む。）又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三十九条第一項（社員総会の招集の通知）若しくは第百八十二条第一項（評議員会の招集の通知）」

に、「移転対象契約者」と、新保険業法第二百七十二条の二十九において準用する新保険業法第百三十八条中「第百三十六条第一項の決議があった時」とあるのは「移転契約書を作成した時」を「移転対象契約者」に、「新保険業法第二百七十二条の二十九において準用する新保険業法第百三十七条第一項」を「同法第二百七十二条の二十九において準用する同法第百三十七条第一項」に、「新保険業法第二百七十二条の二十九において準用する同法第百三十九条第二項」を「同法第二百七十二条の二十九において準用する新保険業法第百四十条第一項」を「同法第二百七十二条の二十九において準用する同法第百四十条第一項」に改め、同表旧平成十七年改正法附則第四条第九項の項の中欄中「新保険業法」を「同法」に、「第二項」を「同法第二百七十二条の三十第二項において準用する同法第百四十四条第二項」に改め、同項の下欄中「第一項中「この法律」を「同項において準用する同法第百四十四条第一項中「この法律」に、「新保険業法第二百七十二条の三十第二項において準用する新保険業法第百四十七条」を「同法第二百七十二条の三十第二項において準用する同法第百四十七条」に、「新保険業法第二百七十二条の三十第二項において準用する新保険業法第百四十八条第一項」を「同項において準用する同法第百四十八条第一項」に、「新保険業法第二百七十二条の三十第二項において準用する新保険業法第百五十条第一項」を「同法第二百七十二条の三十第二項において準用する同法第百五十条第一項」に改め、同表旧平成十七年改正法附則第四条第十四項の項中「第十一項において読み替えて準用する」の下に「保険業法」を加え、「新保険業法第二百七十二条の二十九において準用する同法」に、「新保険業法第百四十条第一項、」を「保険業法第百四十条第一項、」に、「新保険業法第二百七十二条の二十九において準用する新保険業法第百四十条第一項又は新保険業法第二百七十二条の三十第二項において準用する新保険業法第百四十六条第一項」を「保険業法第二百七十二条の二十九において準用する同法第百四十条第一項又は同法第二百七十二条の三十第二項において準用する同法第百四十六条第一項」に改め、同項の次に次のように加える。

旧平成十七年改正法附則第六条第二項	新保険業法第六条第一項	保険業法第六条第一項
旧平成十七年改正法附則第六条第五項	新保険業法第三条第一項	同法第三条第一項
	新保険業法第五条第二項	保険業法第五条第二項

附則第二条第一項の表旧平成十七年改正法附則第八条の見出しの項の次に次のように加える。

旧平成十七年改正法附則第八条第一項	新保険業法第百十三条	保険業法第百十三条
	新保険業法第三条第一項	同法第三条第一項

附則第二条第一項の表旧平成十七年改正法附則第八条第二項の項を次のように改める。

旧平成十七年改正法附則第八条第二項	特定保険業者であった保険会社又は特定保険業者	移行法人
	新保険業法	保険業法

附則第二条第一項の表旧平成十七年改正法附則第八条第二項の項の次に次のように加える。

新平成十七年改正法附則第十六条第一項	施行日から起算して十二年	整備法の施行の日から起算して十五年

附則第二条第一項の表新平成十七年改正法附則第十六条第十項及び第十四項の項を次のように改める。

新平成十七年改正法附則第十六条第十項及び第十四項	施行日前又は平成二十二年改正法による改正前の附則第二条第一項の規定により特定保険業を行う間	移行登記をした日前
	保険業法第二条第十七項	同法第二条第十七項

附則第二条第一項の表に次のように加える。

新平成十七年改正法附則第十六条第十七項	新保険業法	保険業法
新平成十七年改正法附則第十六条第十八項	新保険業法第二百七十二条第一項	保険業法第二百七十二条第一項
	新保険業法第二百七十二条の十八において準用する新保険業法	保険業法第二百七十二条の十八において準用する同法

附　則

（施行期日）

1　この政令は、保険業法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年七月二十日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二条中保険業法施行令の一部を改正する政令附則第五条の二第一項の改正規定及び同条の次に一条を加える改正規定　公布の日

二　第二条中保険業法施行令の一部を改正する政令附則第三条の改正規定、第三条中保険業法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令附則第二条第一項の表旧平成十七年改正法附則第八条第二項の項の次に次のように加える改正規定、同表新平成十七年改正法附則第十六条第十項及び第十四項の項の改正規定及び同表に次のように加える改正規定　平成二十五年四月一日